

危険段階別共済掛金率の設定

●過去の引受や事故の状況が翌年の掛金率に反映される仕組みで、組合員別、施設区分別の危険段階区分に該当する共済掛金率が適用されます。

自動車保険のように
事故が少なければ掛金が安くなる
イメージです。



掛金等の割引制度

条件		割引対象	割引率
太いパイプ(31.8mm以上)ハウス		掛金	15%
生産部会等の 集団加入	加入率が集団加入受付前より増加し、集団の8割以上が加入	掛金	5%
	5人以上の構成員が加入	賦課金	10%
	10人以上の構成員が加入	賦課金	20%

Q&A

Q1. 被害が発生したらどうすればよいですか？

A1. 速やかにお近くの地域センター・事務所へご連絡をお願いいたします。職員がお伺いし、評価を行います。ただし、災害時に緊急に修理を要する場合には、被害を受けたビニールなどは捨てずに保存し、施設本体や農作物の撤去は、必ず損害評価終了後におこなってください。撤去業者などが職員の到着前に作業を始めるようであれば、写真を撮っていただき、損害状況などを職員へお伝えください。

Q2. 農作物に病虫害の兆候がみられたらどうすればよいですか？

A2. 速やかにお近くの地域センター・事務所へご連絡をお願いいたします。職員及び県の振興センター職員がお伺いし、損害評価等を行います。

Q3. 盗難やいたずらによる被害は補償対象ですか？

A3. 人為的な被害は共済事故の対象となりません。

Q4. 農作物の生理障害による被害は補償対象ですか？

A4. 病虫害とは区別される生理障害や原因不明の場合は、共済事故の対象となりません。

Q5. 内作物の補償をもっと手厚くできますか？

A5. 園芸施設共済と収入保険のセット加入がおすすめです。

災害をはじめ、園芸施設共済ではカバーできないQ3、4の被害や販売収入の低下も補償できます。

園芸施設共済
施設本体の補償



収入保険
施設内農作物
の補償



富山県農業共済組合

担当者名

- 本 所 〒939-8177 富山市安養寺340番地1 TEL(076)461-5333(代)／FAX(076)461-5334
- 新川地域農業共済センター 〒939-0643 入善町青木 1385-1 TEL (0765) 72-0377
- 富山地域農業共済センター 〒939-8177 富山市安養寺 340-1 TEL (076) 429-5006
- 高岡地域農業共済センター 〒933-0838 高岡市北島 325-2 TEL (0766) 28-0200
- 砺波地域農業共済センター 〒939-1364 砺波市豊町 2-11-14 TEL (0763) 32-2277

園芸施設共済

～共済金の支払対象となる災害～(共済事故)



安心のネットワーク
NOSAIとやま

農林水産省・富山県・富山県農業共済組合

加入要件

組合員 または 設置面積の合計が100m²以上

※所有または管理する園芸施設は全て加入する必要があります。ただし、格納庫として利用している施設は加入対象外。

園芸施設共済へ加入する際には、

①何を補償するか（補償対象）、②どのくらい補償するか（付保割合）、③どの程度の損害から補償するか（小損害不填補）を希望に合わせて選択できます。

①補償対象 共済責任期間は共済掛金を納付した翌日から1年間です。

基本加入

特定園芸施設

- ・ガラス室
 - ・雨よけハウス
 - ・パイプハウス（プラスチックハウス）
 - ・多目的ネットハウス 等
- ※施設の時価額を補償します。

経過年数	時価現有率（%）		被覆経過割合（%）
	パイプハウス（プラスチックハウスⅡ類）	（一般軟質フィルム）	（耐久性軟質フィルム）
1年未満	100	100	100
1~2年	95	50	71
2~3年	90	25	50
3~4年	85		35
4~5年	80		25
5~6年	75		
6~7年	70		
7~8年	65		
8~9年	60		
9~10年	55		
10年以上	50		

追加オプション

附帯施設

- （主な附帯施設）
- ・暖房施設
- ・冷房施設
- ・カーテン装置
- ・換気施設 等

撤去費用

- ①撤去に要した金額が100万円を超える
②損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える
①又は②に該当する場合、解体費用等の一部を補填します。
補償対象は撤去費用基準額を限度とします。
(例：パイプハウス 290円/m² × 設置面積)
※領収書や撤去・復旧計画書の提出が必要
※共済金の支払いは撤去完了後

施設内農作物

- （主な施設内農作物）
 - ・トマト
 - ・きゅうり
 - ・つけな類（コマツナ）
 - ・ほうれんそう 等
- ※育苗中は除きます

復旧費用

- 復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償。
※補償対象は被覆材を除く本体部分のみ
※領収書や撤去・復旧計画書の提出が必要
※共済金の支払いは復旧完了後

②付保（補償）割合

選択した付保割合により共済金を算定します。

支払共済金=損害額×付保割合

付保割合

80・70・60・50・40 %

80%を選択した場合は、さらに、補償を上乗せできます。

支払共済金=損害額×（付保割合80%+追加付保割合）

追加付保割合（特約）

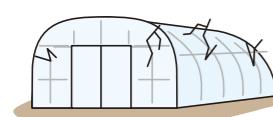
20・10 %

③小損害不填補

損害額が選択基準金額を超えると支払対象に！！

1万円（特約）

標準コースの3万円よりもさらに少額の被害にも対応できます。

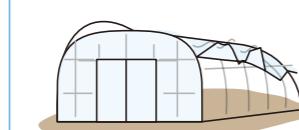


101%

少額の負担増で補償の拡充が可能！

3万円（または共済価額の5%）※標準コース

被覆物が破れただけといった少額の被害から補償します。



100%*

※標準コース3万円の掛金負担を100%とした場合の掛金部分比較

10万円

半壊程度を目安にハウス本体にも被害が出た場合などから補償します。



20万円

全壊などの高額の被害のみ共済金の支払対象となります。

54%

掛金負担を減らして大災害に備えたい方におすすめ！

※支払対象になれば、どの基準金額を選択していても支払共済金は変わりません。

※補償対象額の合計が50万円、100万円を超える場合のみ、50万円、100万円も選択できます。

※基準イメージはハウスの規模や時価額によって異なります。

補償や割引への様々なニーズにお応えします



どんな補償内容で加入すればいいのかしら・・・？



まずは、築年数に対して補償額を設定する標準コースを検討してみましょう！

※掛金例:育苗ハウス【3間×30m（162m²）、パイプ径22mm、10年以上経過、3ヶ月被覆】の場合
※少額の被害:上記条件のハウスで屋根面全体のうち15%が被害にあった場合（損害額11,352円）

標準コース

①特定園芸施設（基本加入のみ）+②付保割合80%+③小損害不填補3万円

掛金等 1,280 円
(掛金 956 円、賦課金 324 円)

全損した場合
共済金 **332,000 円**

少額の被害の場合
対象外



さらに少額の被害でも補償してもらえないかしら？



標準コースの小損害不填補を3万円から1万円に変更すると、より少額の被害にも対応できます。

標準コースα

①特定園芸施設（基本加入のみ）+②付保割合80%+③小損害不填補1万円

掛金等 1,298 円
(掛金 974 円、賦課金 324 円)

全損した場合
共済金 **332,000 円**

少額の被害の場合
共済金 **9,081 円**



古いハウスも万が一のときは、十分な補償がほしい。



標準コースαにさらに特約を追加すると、最大で新築価額100%まで補償します。

充実コース

①特定園芸施設（基本加入）+復旧費用特約+②（付保割合80%+上乗せ20%）+③小損害不填補1万円

掛金等 2,137 円
(掛金 1,813 円、賦課金 324 円)

全損した場合
共済金 **712,000 円**

少額の被害の場合
共済金 **11,352 円**



大きな被害だけ補償されれば良いから、掛金を安くしたい。



小さな被害を補償範囲から外すことで、掛金が大幅割引になります。

割引コース

①特定園芸施設（基本加入のみ）+②付保割合80%+③小損害不填補20万円

掛金等 574 円
(掛金部分 7.5割引)
(掛金 250 円、賦課金 324 円)

全損した場合
共済金 **332,000 円**

少額の被害の場合
対象外

※このパンフレットの内容については2021年4月に改正された園芸施設共済制度に基づいて作成しております。今後の制度改正等により変更となる場合がありますので、詳細やご不明な点につきましては、最寄りの地域センター・事務所へお問い合わせをお願いいたします。